

障害福祉計画（素案）

募集期間

3月1日(木)

～3月30日(金)

「山陽小野田市障害福祉計画（素案）」について、パブリックコメント（意見募集）を実施します。立案過程における市民参加を進めるとともに、説明責任を果たすことで、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るものです。

いただいたご意見等は、本市の考え方とともに整理したうえで公表します。

障害福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者自立支援法に規定する「市町村障害福祉計画」を定めるものです。計画は、国の基本指針に基づく法定障害福祉サービス、地域の実情に応じた地域生活支援事業の必要量及びその確保の方法を定めるものです。平成18年度から平成23年度までの計画期間のうち、平成18年度から平成20年度までの3年を第1期計画期間として、目標値を定めたものです。

○意見を提出できる人

- ①山陽小野田市に住所がある人
- ②市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・団体
- ③市内の事務所又は事業所に勤務する人
- ④市内の学校に通学する人

○計画の閲覧

市役所1階高齢障害課，総合事務所地域行政課，南支所，埴生支所，厚陽出張所で閲覧できます。

※市ホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>)

○意見の提出方法

郵送，FAX，持参またはE-mailで提出してください。（口頭および電話での受付はいたしません。）また，書面の様式は任意としますが，住所，氏名（ふりがな）または団体の名称，代表者氏名，事務所の所在地および電話番号を明記して提出してください。（住所・氏名等が公表されることはありません）

○意見等の公表

いただいた意見等については，内容を検討し，意見等に対する市としての考え方を示したうえで公表します。ただし，賛否のみを記した意見，該当計画等に内容が合致しない意見，住所，氏名等の記していない意見などは，公表しないものとします。なお，類似の意見は，まとめて公表することがあります。また，意見等に対する個別の回答はいたしません。

○問い合わせ・意見の提出先

高齢障害課（☎ 82-1170 / FAX83-9082）

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

E-mail : korei-shougai@city.sanyo-onoda.lg.jp

市役所・総合事務所で

休日窓口サービスを実施します

市では，窓口サービス向上の一環として，市役所・総合事務所における休日窓口サービスを実施します。

【問い合わせ先】 行政改革課（☎ 82-1135）

■とき 3月25日(日)・4月1日(日) 9時～13時

■業務内容 【市役所】 税務課・市民課・健康増進課・高齢障害課・児童福祉課・学校教育課の主な窓口業務
【総合事務所】 上記の本庁窓口の業務に係る受付・諸証明書の交付など

※一部の業務についてはお取り扱いできないものがあります。詳しくは、「広報さんようおのだ」3月15日号でお知らせします。